

個人ばく露測定に関する委員会 第10回委員会議事要旨

日時・場所：2014年2月14日（金）9時～12時・EMGマーケティング合同会社 会議室

出席（敬称略）：橋本，山田，名古屋，保利，熊谷，中原，村田，田中（オブザーバー）

1. 第9回委員会議事録の確認

2. 実測値の σ の扱いについて：SEGの妥当性を再確認する基準として「 $\sigma > 3$ 」とするのは妥当と考えられる。

3. 再評価・再測定について

- ・再「評価」と再「測定」を分けて捉える。評価・測定後に、再評価までの頻度（間隔）を決める。再評価時にその結果を踏まえ、その時の再測定の要否を決めることができる。
- ・再評価とは、作業場を観察しかつ管理者や作業者にヒアリングを行って、SEGのばく露を再推定し、前回の評価結果と比較すること。再評価後、次の再評価までの間隔を決める。
- ・再測定とは、必要と判断された場合に、再度測定すること。
- ・再評価・再測定時に、頻度や測定要否の判断をした際は、取扱い物質の有害性や管理区分決定の信頼性をもとに判断し、根拠を明確にした上で必ず記録しておく。原則的な頻度（間隔）の指針は下表の通り。

	管理区分（前回評価）					
	3	2B	2A	1C	1B	1A
再評価	6 月		6 月 (6 月～1 年)	6 月 (6 月～2 年)	1 年 (1～3 年)	2 年 (2～3 年)
再測定	6 月 (6 月～1 年)		6 月 (6 月～2 年)	1 年 (1～3 年)	2 年 (1～3 年)	3 年 (1～5 年)

注）・状況によりカッコ書きの範囲を超えることがあっても良い。その判断根拠を明確にし、記録しておくこと。

・管理区分3または2Bになった場合、まず対策を実施する。対策なしに単に「6か月後に再評価・測定」としない。管理区分1Bまたは1Aの場合、測定は必須ではなく、状況により簡易測定でもよい。

・統括管理者が十分熟練していない場合は、原則測定を行う。（測定なしの）評価は、測定の経験を積んだ者が行う。

・その他、再測定／再評価の具体的事例などについて議論した。

4. 変更管理について

・作業に変更があれば随時「変更管理（新たな評価・測定）」を必ず行う。その場合、それまでの再評価・測定頻度はリセットされる。

・管理区分3，2Bにおいて対策実施後の再評価・測定頻度も同様にリセットする。対策後には原則すぐ評価・測定を行う。

5. 測定者、統括管理者が持つべき倫理と事業主等の責任について

- ・測定者，統括管理者が持つべき倫理に関し整理した。
- ・事業主，測定者，統括管理者の各責任範囲：健康被害発生時の責任は事業主にあり，評価結果を受けいれ，それに基づいた管理を行う責任を負う．測定者および統括管理者の責任は誠実な評価・測定の実施と，調査，測定，分析，結果解釈等の記録保存に限定される、との考え方を共有した。

6. その他

- ・STELや天井値（瞬時値とは異なる）についても8時間TWA値と同様にデータ処理し，6つの管理区分で評価する．STELのない物質の短時間基準値は基準値（TLV-TWA等）の3倍値を基本とする．根拠については委員間で確認した上で報告書の補足資料に記述する．
- ・簡易測定（検知管，リアルタイムモニタリング（直読計）など）について：管理区分1Aや1Bの場合の再測定では「測定」として扱い、それ以外の区分では、評価（事前調査）の一環として扱う．リアルタイムモニタリング（直読計）で対象ガスに適切に換算され連続測定された場合は「測定」として扱う。
- ・タイムスタディに関する考え方：原因となる短時間の作業や事象，発生源等を見出すために必要な場合に行う．なおタイムスタディは個人ばく露測定と直結せず，いつも行う必要はない．
- ・Maの算出はサンプル値の平均を用い，作業環境測定で行われるような換算は行わない．
- ・測定時間が8時間を超える場合、ばく露限界値を調整する方法として，10時間であれば8/10にする方式（OSHA model）やBrief and Scala modelがあり，これらについて報告書の補足資料に記述する．

7. 今後の計画

- ・2014年5月岡山での日本産業衛生学会シンポジウムにおいて検討結果を報告する．
- ・報告文書の作成、執筆：委員長による枠組み作成のち分筆する．学会理事会に活動報告しその承認を得，産衛誌へ掲載する．この文書は今後も適宜改訂していくものとする．統括管理者のテキスト化なども検討する．
- ・本委員会は報告書作成後に一旦終了する．厚生労働省での法制度検討の際に，委員会設置について技術部会幹事会で改めて検討する．

以上